

# 日本経済思想史 第13回

2004年度冬学期

武田晴人

‡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

# 13. 民間の経済構想

## ――自由民権運動家の経済構想

### ● 田口卯吉【たぐちうきち】

- 1855 - 1905(安政2.4.29 - 明治38.4.13) 経済学者・歴史学者。江戸生れ。名は鉉、鼎軒と号す。卯年卯月誕生により卯吉と通称。維新後沼津兵学校に学び、大蔵省翻訳局上等生徒として経済学や文明学の研鑽を積む。1879年「東京経済雑誌」を創刊し、翌80年には経済談話会(後に東京経済学講習会、東京経済学協会と改称)を始める。自由主義経済論を主張し、嚶鳴社にも参加。また「日本開化小史」(77-82)を刊行、文明史論を展開した。その歴史研究は、雑誌「史海」(91-96)の発行や「国史大系」などの刊行につながる。94年より衆議院議員。[株式会社岩波書店 岩波日本史辞典]

- 福沢諭吉【ふくざわゆきち】

- 1834 - 1901(天保5.12.12 - 明治34.2.3) 啓蒙思想家。慶応義塾の創立者。豊前中津藩士の子として大坂の藩蔵屋敷に生れる。父の死去で中津に戻り、1854(安政1)長崎遊学。翌年大坂の適塾で緒方洪庵に蘭学を学ぶ。58年藩命により江戸出府、藩中屋敷に蘭学塾を開くが、翌年英学に転じた。60-67年幕府に出仕し、この間3度にわたり幕府遣外使節に随行して欧米を視察、「西洋事情」(66-70)などの刊行により西洋文明の紹介者として文名があがる。68(慶応4/明治1)4月塾を芝に移して慶応義塾と命名。明治維新以降は在野の代表的啓蒙思想家として精力的な言論活動を展開し、明六社にも参加。「学問のすゝめ」(72-76)、「文明論之概略」(75)などを通して〈独立自尊〉の国民精神の涵養による国民国家形成と対外的独立の達成を唱道した。79年東京学士会院の初代会長に就任、82年には「時事新報」を創刊した。民権運動の高揚に際して〈内安外競〉〈官民調和〉を説き、また〈脱亜論〉を唱えるなど国権伸張論を前面に押し出し、日清戦争では強硬な主戦論を展開した。イギリス流の議院内閣制・政党内閣制実現への期待は一貫して株式会社 岩波書店 岩波日本史辞典

- 植木枝盛【うえきえもり】

- 1857-92(安政4.1.20 - 明治25.1.23) 自由民権運動家・思想家・政治家。土佐藩士の子。1874年板垣退助の演説を聞いて政治に志し上京。板垣の書生となり、西洋思想を独学、新聞に投稿。77年土佐に帰り立志社に加入し、国会開設の「立志社建白書」を執筆。80年「愛国志林」「愛国新誌」を編集、また人民主権・抵抗権などを規定した「日本国国憲案」を起草。82年大阪で酒屋会議を開催。板垣外遊問題で馬場辰猪らが退社した後の「自由新聞」に入り論説を執筆し、「民権自由論」「言論自由論」「天賦人權弁」などを刊行。84年自由党解党後、高知に帰り、「土陽新聞」に社説を執筆、女性解放論を唱え「東洋之婦女」を刊行。90年第1回総選挙で当選(愛国公党所属)。立憲自由党に加わり、第1議会で予算削減要求否決に加担した。第2回総選挙を前に病死。[株式会社岩波書店 岩波日本史辞典]

# 自由民権運動の松方財政批判

- 自由党機関紙『自由新聞』の社説「続明治十五年度歳入歳出予算書」(一八八二年八月一九日以下連載)
- 松方が大蔵卿となって初めて作成した一八八二(明治一,五)年度予算書の批判を主たる目的とし、政府が紙幣鎖却の名目で租税を増徴しながら、逆に同年度予算において前年度よりも紙幣鎖却費を削減し、「干渉保護」費を増大していることを鋭く批判しているのであるが、その論ずるところは広く財政政策全般にわたっている。同社説は、財政整理・紙幣鎖却のあるべき方向について、きわめて明瞭に次のように論じている。
- すなわち、紙幣整理は人民からの租税の増徴によってではなく、政府の負担において、政府自ら歳計を節約してなすべきである。なぜなら、紙幣下落・物価騰貴、したがって財政困難をきたしたのは、紙幣増発の結果であり、紙幣増発は政府が自らなしたところで、財政困難をもたらした責任はすべて政府にあるからである。ことに、政府の財政失敗のために人民は困難をこうむっているのであるから、その上になお租税負担を増加されてはならないというのである。

- 「政府ガ干涉保護ノ精神ヲ以テ行ヒタル事業ノ利益ハ、其ノ年々貨幣ヲ注入スルノ多キニ係ラズ、年々減少スルノ勢アリト雖トモ、人民ノ自ラ作業シテ得ル所ノ利益ニ至リテハ、紙幣ノ氾濫セシニ係ハラズ、政府ノ干涉アリシニ係ラズ、地方税ニ於テ非常ノ増徴アリシニ係ラズ、年々増進ノ勢アルガ為メニ、其租税モ亦タ此ノ如ク増ノ景況ヲ呈セシハアニ亦タ愉快ナル次第ナラズヤ。……日本人民ノ作業ハ利益アルモノニシテ日本政府ノ作業ハ損失アルモノタル事ヲ知ルベシ。嗚呼誰レカ日本人民ノ作業ハ日本政府ノ奨励ヲ要スト云フヤ」。
- つまり、政府の、「干涉保護」の排除という古典派的な自由主義経済思想
- これが民権運動家の租税軽減要求と政商批判の根拠をなす。この論説の著者が田口卯吉

# 田口卯吉の主張

## 「財政論」(一八八〇年七月)

- 「紙幣の下落を救ふと財政の困難を救ふとは二事なり。…経済の理に於て紙幣の下落を救はんと欲せば其流通を減少するの他に一策なきなり。財政の困難を救はんと欲せば歳費を節減するの、他に一策なきなり」という見地から、両者ともに帰着する歳費節減の方法を具体的に検討し、「嗚呼勸奨保護の政略を止めて政府の事務を適當の境域に限れよ」と論じた。

## 「日本財政」(八二年一月)

- 「歳入を節約して紙幣を償却せらるることこそ至当」であるのに、政府は明らかに紙幣償却の元資を増加する理由で租税を増徴し、しかもそれを紙幣償却に使用していないことを鋭くついている。

## 「紙幣鎖還方法の改正を希望す」(八三年一二月)

- 商況沈滞・農家困窮は、単に紙幣の減少によるものでなく、地方税の増加や酒造税の増徴を伴う「紙幣鎖還方法の非なること」に基づくことを分析し、紙幣整理方法の改正、すなわち兌換制を立て段階的に銀紙の差をなくす方法を具体的に提示している。

「租税を減じ其徴収方法を改めて以て商況を救治する方法を論ず」(『東京経済雑誌』第一九七号、一八八四年一月一九日)

- 軍備拡張→経費膨脹→租税増徴と結合した松方の反人民的な紙幣整理を明確に批判し、早急に、地租の納期の改正、米商会所仲買人税の改正、酒造税・煙草税および地方税の軽減を行なうべきことを主張している。
- 「現時我政略を拝視するに我日本国をして東洋の一大強国たらしめ、亜細亜の東方に表立して武威を欧州強国の間に齒せしめんとの勢あり。是れ実に余輩の希望する所なりと難も、兵は凶器、戦は危事、敵国外患の懼れなきに当りて巨額の貨財を之に消費するは貧国のために策の得たるものにあらず、況はんや人民の方に経済上の困難を蒙むるに於てをや。先づ国を富まし財を蓄へ東洋の一大商業国となりて、而して後兵備を厳にし敵国に備ふるの安全なるに如かず。…余輩私に恐る、此際紙幣の波浪一たび退去するに至らば…農民をして実に耐ふる能はざらしむるものあらんことを。然らば則ち之を為すことは如何。明治十年の如く再び冗官を沙汰し其給料を減少し、干涉保護の政略を改め、軍備拡張の主義を緩くし、唯々我国をして東洋の一商業国たらしめんとの目的を以て租税を減少するにあるのみ」。

# 田口と福沢諭吉

- 福沢諭吉の『時事小言』(一八八一年九月)では、福澤は財政を「日本国の財政」と「日本政府の財政」とに分ち、財政困難について「日本政府の財政」ははなはだ困難であるが「日本国の財政」ははなはだ豊かであるとし、「政府の財政は、人民に於て之を負担し貧富共に其任に当らざる可らず。国民奮て財を出すの勇あれば政府も亦奮て内外の事務を挙行し、政権を強大にし国権を皇張し、人民も亦随て富強国民の栄名を得べし」と、租税の増課による財政困難の克服と国権の拡張を説いた。

- これに対して田口は「財政の困難を論ず」(『東京経済雑誌』第八三号、一八八一年一〇月三日)で、
- 現在の政府財政の困難は維新以来政府の事務が多端であることによるが、「事務の多端なるは政府たる者の本質に非ずして実に其病なり」。政府の本務は「国民の権利を保護すること」にあり、政府がその本務を専行するならば歳入は十分であって決して財政困難にならないであろう、と批判する。そして田口は、政府が国民の権利を保護するのに対してのみ国民は政府の財政を負担する義務があるのであり、政府がその歳入を「百般の事業に濫費」してその本務を忘るるときは、「人民たるもの何ぞ奮て其財を出すに勇なる事を得んや」。

# 福沢の租税増徴論

- 一八一八七七(明治一〇)年一二月『民間経済録』
- 「自由主義経済学の根本思想に立脚して経済学的諸範疇を体系的に解説した文献」と評価されている。
- 租税について、「租税は即ち此心の快樂を買ふ為の代金」とアダム・スミスのいわゆる夜警国家論的説明をした後で、当時の重税を次のように弁護している。
- 「税の事に付ては動もすれば苦情多きものなれども...心得違ひの甚しき者に非ずや。方今政府の歳入凡そ七千万円、之を三千五百万の人民に割付れば、一人に付き一年二円の出金なり。之を人民平日の奢侈の私費に比すれば誠に論ずるに足らず。政府たるものが此出金を集めて浪費乱用するに非ざれば、人民に於ても租税の苦情は容易に発す可らず」。

## 福沢の租税増徴論2

- 一八八〇(明治一三)年八月『民間経済録(二篇)』
- 「古来今に至るまで世界各国の交際は...双方の眼中にあるものは唯利と兵との二者のみ。...我独立を保護して又随て他の独立を倒さんとするに、兵備の要用なる固より智者を俟たずして明なり。...国権を皇張する為に国財を要するは固より論を俟たず。而して此国財を集るの法...之を租税に徴するの外手段なしと雖ども...余輩は今年今月俄に税額を増す可しと云ふ者に非ず。...立憲政体なり国会開設なり...国民一般にて此れなれば安心と認る所の治風を得たる其時に至ては、人民として国の為に財を出すに揮ることなく、毫も之に吝ならざらんこと今日より期して願ふ所なり」。

# 植木枝盛の主張

- 植木によって体系化された自由民権論の特徴
- ー大石嘉一郎「殖産興業」と「自由民権」の経済思想
- 第一に、いわゆる天賦人權説によってすべての人民の政治的自由＝権利の平等が主張される場合、権力対自由の問題が、絶対主義権力対市民的自由の対立として把えられ、市民的自由にあって、「言論思想」や「人身」の自由が、「民間の工芸」「製産」や「勤労」「事業」および「生活」の自由と切り離すことのできないものとして主張された。そこでは、財産権＝所有の自由と勤労・営業の自由が、市民的自由の基礎として理論的にほぼ定型化されていたとみることができる。
- 第二に、そのように市民的自由を基礎にした民権論では、民権の要求が国権拡張論に従属せしめられることがなかった。…いわゆる社会契約説によっていた。かかる国家観の論理的必然として、国家の理想型を共和制国家にみいださざるをえなくなる…
- 第三に、国家＝政府の圧制によって市民的自由が侵害され、社会契約が破棄された場合、人民は自然権をみずから防禦するために国家＝政府に抵抗することができるという抵抗権あるいは革命権が主張された。

- 植木は、「極論今政」において、地租改正の結果、農民が高率・金納地租を納入するために、むりに商品経済にまきこまれ、やむなくその所有耕地を書入・質入せざるをえなくなったという現状認識の上に、
- かかる状況を救う究極の方法は、「専制無限の政治を棄て、全国人民に参政の権利を許し、所謂君民共治の政体と為」す以外にないと主張している
- その場合、彼にあっては、農民の土地所有の喪失は、「天下の正業」である農業生産そのものの破壊を意味していた。「私有ハ富有ノ本ナリ」というとき、彼にとって、私的所有こそ人民自立の基礎であり、富有・智識・健康の物質的基礎であった。

片岡健吉・河野広中 一八八〇(明治一三)年四月「国会を開設するの許可を上願する書」

- この論旨も植木の立論とほぼ同じで、土地私有論の上に租税共議権の確立＝国会開設と租税軽減を要求する…地租改正はもともと本来の土地私有を創設すべきはずのものであったが、租税共議権がないために、厳密な意味での土地私有が成立していない…

永田一二の「国会論」(一八八〇年五月二六日『愛国志林』第三編以降)

- 租税について、「他ハ姑ク閣キ、租税ノ一点ニ於テハ、昔日ノ所謂封建政体ト毫モ異ナラサルナリ」と述べ、また、紙幣増発による紙幣下落・物価騰貴は、「我々人民ノ財産ヲ減スルノ割合ニシテ、間接ニ租税ヲ出スト一般」なりと論じている。

# 資料1 田口卯吉の三菱会社助成金批判

(明治十四年十一～十二月)-

- 三菱会社助成金を論ず
- …右の如き景況なるを以て、三菱会社の助成金は農商務本省の定額より大なり。総計四十五万八千余円の内於て、三菱会社の助成金に属するもの二十六万九千円なり、ああ故に農商務本省に属するもの十八万余円に過ぎず。嗚呼亦た甚だしからずや。余は農商務本省の定額、三菱会社に比して少なるに驚くものにあらず、三菱会社の助成金、農商務本省に比して大なるに驚くものなり。読者諸君も亦た必ず然らん。蓋し農商務省は政府の一省にして、卿輔なかるべからず、書記、属、出仕なかるべからず。日本全州の農商事務を総括し、兼ねて外国の商況を探究す、而して他に収入あるべき者にあらず。余輩自由交易論者もとより之を見れば固より無用の一省たるを免がれずと難も、既に之を設くる以上は必ず此入費を要すべしと思惟せらるるなり。三菱会社に至つては果して何の費用あるや。
- 抑も三菱会社は一商社にあらずや。其航海する、必ずや貨物の運送すべきあり、旅客の往復すべきあり。彼れ果して其賃金を徴収せざるか。彼れ之を徴収して而して航海を為すこと嘗て他の航海商社に異なるなし。然らば則ち此の如き巨額の補助を政府に要するもの嘗て其理由なきにあらずや。…
- …三菱会社が日本航海の全権を掌握し、船舶を減少し、運賃を騰上して、而して幣制を破却すること此の如し。然り而して更に之より甚だしきものあり。船舶を修繕せざること是なり。…

# 資料2 田口卯吉の租税減少による富国論

(明治十七年一月)

- 「租税を減じ其徴収方法を改めて以て商況を救治する方法を論ず」
- 現今日本商業の沈滞して振はざる所以のものは其原因一部は租税の増加に因る。故に之を挽回せんと欲せば、到底租税を軽減せざるべからざるなり。蓋し攻戦の法は勝ち易きに勝つ、徴租の法亦た取り易きに取りざるべからざるなり。取りて而して民困しまば減ぜざるべからざるなり、取りて而して其費多ければ改めざるべからざるなり。…

- 余輩謹で現時我国の租税法を案ずるに、取りて而して民喜ばざるもの之あり、取りて而して其費極めて夥しきもの實に之あり。我有司の賢明なる、必ず能く之を知らるならん。唯々国費常に多く、軍備常に急なるが為に、宜しく改むべくして而して未だ改むる能はず、反りて之を増加せざるべからざるの結果を來たせり。然りと難も目下我国の經濟事情を察するときは、余輩租税を減ずるの一事尤も急務たるを思考せざるべからず。何を以て之を云ふ、紙幣其価を復し地租改正の輕重初めて顯はれんとするのときに達したるを以てなり。 …

- 要するに日本国にして現時の如き貧弱の有様ならんには、如何に勉むるも能く強国たを得ざるべし。然らば則ち先づ經濟上の諸病を救治し十分に力を養ひて、然る後兵備を嚴にするを得策とせざるべからず。夫の明治十三年以後頻りに租税を増加せらるるに当りてや、人民尚ほ富む、故に之に感ずること極めて少なかりき。然れども米価下落を極むる今日に至れば、農民豈に之に感ぜざらんや。彼の酒造税、烟草税、米商会所の租税の如き、一々農民の頭上に感覺するものにあらざるなし。而して地方税に嫁せられたる租税の如きは、全く地租となりて農家に歸するものなり。然るを況んや近来干涉教育の政令漸く密にして協議費の増加極めて驚くべきものあるをや。去れば余輩私に恐る、此際紙幣の波浪一たび退去するに至らば山谷高低一層の險峻を以て其頭角を顯はし、農民をして実に耐ゆる能はざらしむるものあらんことを。然らば則ち之を為すこと如何。明治十年の如く再び冗官を沙汰し其給料をゆる減少し、干涉保護の政略を改め、軍備拡張の主義を緩くし、唯々我国をして東洋の一商業国たらしめんとの目的を以て租税を減少するにあるのみ。〔『東京經濟雜誌』一九七号明治十七年一月十九日〕

## 解説 中村政則「解説」『経済構想』岩波書店、1988年

- 田口はこの論文で、まず明治十四年度の農商務省予算を検討し、三菱会社への助成金へ本省経費十八万円より多い二六万九〇〇〇円(全体の五八・六パーセント)にもものぼることを指摘する。そして一介の商社にすぎない三菱会社に何故これほど巨額の補助を行う必要があるのかと疑問を呈するのであった。ついで、「征台の役」、西南戦争いらいの政府との密着ぶりを論じ、三菱所有の船舶のほとんどが政府の手をつうじて安価に下付されたものであることを明らかにする。だが、わが国海運業を盛んにするためとして行われた三菱会社保護の結果、わが国の海運業はほんとうに隆盛に達したのだろうか。田口は、駅逦局年報などを利用しながら、千トン以上、千トン未満の汽船いずれにおいても増えるどころか逆に減少している事実をつきとめ、さらに三菱会社が従来円貨で受け取っていた船賃・運賃を、最近は顧客に洋銀(メキシコドル)で支払わせることによって不当な利益を上げていることを批判する。しかも田口は、そうして得た利益と巨額の助成金を三菱が船舶の修理・建造等に使わずに、他企業への投資に使っていることを追及していくのである。事実この時期、三菱は田口が指摘するごとく、東京株式取引所・横浜正金銀行・東京海上保険会社・日本鉄道会社などの株式を取得し、さらに炭鉱業へ投資するなど、財閥としての基礎を固めつつあった。毎年二六万円もの政府の補助金は「三菱郵便汽船会社」であるがゆえに支出されているのに、これではまったく理屈に合わないではないかというのであった。